

病床機能分化連携等検討支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する香川県計画に基づき、地域医療構想の達成に向けた取組を推進することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12付け医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号）及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 この補助金は、地域医療構想の達成に向け、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第1条の5に定める病院又は診療所（療養病床（法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）又は一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。）を有するものに限る。）であって、香川県内に所在するものの開設者（以下「補助事業者」という。）が、次に掲げる事項を検討する上で、事業者等へ委託し、収支シミュレーション等の検討支援を受ける事業（事業者等において、別表第1の第1欄に定める資格のいずれかを有し、かつ、第2欄に定める従事実績のいずれかを有する者を、本業務の担当者として従事させる場合に限る。）を補助対象とする。

- (1) 病床の機能区分（法第30条の13第1項に定める病床の機能区分をいう。以下同じ。）が回復期機能以外である病床の回復期機能を持つ病床への転換
- (2) 病床の削減（当該病院又は診療所が所在する構想区域において、第6条に定める交付申請時点で香川県地域医療構想に定める将来の病床の必要量と比較して少なくなっている、又は、当該削減により少なくなる病床の機能区分を持つ病床の削減を除く。）
- (3) 複数医療機関の再編・統合
- (4) 地域医療連携推進法人（法第70条の5に規定する地域医療連携推進法人をいう。）の設立

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第2の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表第2の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(利益等排除)

第4条 補助事業者が、自身又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社若しくは子会社、同条第5項に規定する関連会社若しくは同条第8項に規定する関係会社から調達を受けることによって補助事業を実施しようとする場合（他の会社を経由する場合及びいわゆる下請契約の場合を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、補助対象経費から利益相当額の排除を行うものとする。

- (1) 補助事業者自身から調達を受ける場合は、原価をもって補助対象経費とする。
- (2) 補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業から調達を受ける場合で、取引価格が当該調達に係る売上原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（当該割合がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。
- (3) 補助事業者の関係会社（前号に掲げるものを除く。）から調達を受ける場合で、取引価格が売上原価と当該調達に係る経費等の販売額及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（当該割合がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類等を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基

づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業を実施する場合には、一般競争入札に付するなど、原則として、県が行う契約手続きに準拠した方法により契約を締結しなければならない。

(7) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(8) 香川県の県税（個人県民税、延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に滞納がないこと。

(交付の申請)

第6条 この補助金の交付申請は、交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して、知事に提出することにより行うものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、第2号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第9条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、第3号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第11条 知事は、前条の事業実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (3) この要綱又は補助金の交付決定条件に違反したとき。

(その他)

第13条 特別の事情により、この要綱に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月5日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

1 資格	2 従事実績
(1) 公認会計士 (2) 税理士 (3) 認定登録医業経営コンサルタント （公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会認定登録）	(1) 再編・統合も選択肢とした病院等の 経営改善計画策定支援業務 (2) 急性期等の病床を回復期へ転換する 際の転換計画策定支援業務

別表第 2（第 3 条関係）

1 基準額	2 補助対象経費	3 補助率
10,000千円	委託料	2 分の 1